

法社
人団

東京都宅地建物取引業協会
府中支部

昭和44年
5月号
No.63

同舟



報道出版部長
編集発行責任者
府報出
道中支
部吉
一同美
昭和四十四年五月二十日發行
法務局
東京都宅地建物取引業協会

四月定例役員会

四十四年度総会

四十三年度収支決算報告

四十四年度予算

四十三年度事業報告

四十四年度事業計画案

新入会者と会館建設資金の件

紀の国や支店開設

人と店

宅建取引主任資格試験

宅建免許更新について

四月定例役員会

横ヶ崎 優（守屋商会（再選））

加藤友三郎（紀ノ国屋商事K）（選出）

西部ブロック

とき 昭和四十四年四月十四日午後四時

ところ ダイワ不動産内支部事務所

出席者 山村、辻、横ヶ崎、関谷、栗山、加藤（友）

結城、磯崎、平井、吉野、山岸各理事、石

川監事、出口報道部

欠席者 芦川、栗原

一、議題

一、本部会の報告

関谷鉄之助（平和不動産）再選
栗原 常夫（光不動産）再選
平間竹次郎（日章不動産）新選

以上の通り選出致しました結果承認されました。

一、新入会者の紹介

山村支部長

一、昭和四四年度支部総会開催の件

辻副支部長

中部ブロック

栗山新之助（栗山商事不動産）再選

結城 一等（ゑびすや不動産K）再選

石川 秀一（丸善株式会社（再選）

磯崎宗太郎（有モ摩信用不動産）再選

昭和四四年度住宅地建物
取引業協会府中支部総会開催

初夏を思わせる好天気にめぐまれた四月二二日(火)

午後一時より府中市民会館二階ホールにて開催。

例年とは思考を変え今年は、例年の和風会場とは一

しテーブル形式にて和氣あいあいふんいきで会議は行われた。

一、来賓あいさつ
一、閉会

総会式次第 司会 吉野理事

辻副支部長

一、開会の辞
一、支部長あいさつ 山村支部長

一、議長選出

副議長及書記任命

一、昭和四三年度事業報告承認の件 辻副支部長

一、〃 会計収支決算報告承諾の件

吉野会計担当理事

一、四四年度事業計画案の件 辻副支部長

一、〃 収支予算案の件 吉野会計担当理事

一、支部規定一部改正の件 辻副支部長

一、〃 内規一部改訂の件

一、その他の件

一、役員改選の件

一、新役員あいさつ

一、表彰式

役員表彰及び従業員表彰の件

例年の通り昨年迄の役員の表彰と本年度より三ヶ年以上勤続の従業員を表彰することに決りその方々の表彰を行いました。

役員関係

副支部長 辻金吾、指導部長 結城一等、監察委員長 横ヶ崎優、厚生部長 平井進二郎、経理部長 吉野亥之太郎、組織部長 加藤友三郎、綱紀委員長 山岸正治、法務部長 栗原常夫、企画部長 加藤武、調停委員長 関谷鉄之助、相談役 栗山新之助、相談役 芦川正吉、報道出版部長 内山一壱、監事 石川秀一

監 事

一、昭和四三年度会計収支決算報告承諾の件

吉野会計担当理事より別記記載の通り

企画部長 磯崎宗太郎、報道出版部長 出口吉美
総会員数 五八名 出席会員数 二七名

委任状

一一名

計 三八名

欠 席 二〇名

以上の通り本総会は成立致しました。

吉野理事の司会により辻副支部長の開会のお言葉があり引続き山村支部長のごあいさつと議事は進行し議長選出並び副議長書記任名の件については司会

者一任との会場からのお言葉より吉野理事から議長に栗山商事不動産栗山新之助、副議長に守屋商会横ヶ崎優、書記には朝倉商事の朝倉静男以上三氏が選出され壇上に着席され議題について審議されました。

一、昭和四三年度事業報告承諾の件

辻副支部長より別記記載の通り報告され、異議

なしとのお言葉で可決されました。

一、役員改選の件

去般各ブロックごとに選出されました新役員の

(一) 吉野理事より昭和四五年四月より府中に商工會議所が設定される事に決定致しました。現在の府中商工会（会長 河口己之吉）が昇格され、この四月より運営されているとのことです。

当支部で府中市に所在している方であれば会員となる資格がありますので希望者はご加入して下さい。

(二) 関谷理事より一昨年の総会においても提案致しましたが、当初不動産組合が発足する時には、府中稻城不動産取引業組合という名称であったので業協会になつて府中支部となつているのを府中稻城支部と改名ほしいと今年も提案して至急改名するお取計い願います。

方を御報告申し上げます。

(東部ブロック)

山村馬太郎（有ダイワ不動産、再選）吉野亥之太郎、再選、辻金吾（共栄商事）再選（府中開発K）

報告され、石川監事から承認され会計帳簿等を監査致したところ適法でありますとの報告いたしますとのお言葉があり、会場から異議なしとのお言葉で承認されました。

一、昭和四四年度事業計画案について辻副支部長から別記の通り報告されました。

については四月十五日中部ブロックにおいて中部ブロックのみの懇親会を開き会長に栗山さんを選出され会名も同友会と名付発足し、会員と会員とがより以上親睦を計る意味で発足致しました。又他のブロックでもこれから発足されつゝあるとのことです。

一、昭和四四年度収支予算案

吉野会計担当理事より別記の通り報告されました。

た。

異議なしとのことで可決されました。

一、支部規定一部改正の件

昭和四十三年度収支決算報告書

昭和四十四年三月廿一日現在

収入の部

科 目	金 額	摘要
繰 越 金	二五九、七五七(円)	
会費収入	六一二、〇〇〇	
未収会費	一二、〇〇〇	
入会金	二七、五〇〇	
雜 収 入	五一、四二五	
合 計	九六三、六八二	
	ハ ロ	

(1) 前年度
摘要

(ロ) 豊、渡辺、日章、朝日、東菱、追分(準)
(ハ) 地価評価利益配分金

支出の部

科 目	金 額	摘要
本部納入金 三多摩協議会	一九六、八七〇(円)	
会通報費 会通告費 会通信費 会信費 会會議費 会生費 会弔費 会慶費 会厚費 会總費 会交費 電話代 國際費 事務所費	二六、五〇〇 五一、六一五 三、四三五 八、〇〇〇 五、〇〇〇 二二、五八〇 五九、二〇五 一三三、〇〇〇 六二、一六〇 一二、〇〇〇 一二、〇〇〇 二四、〇〇〇 二六、〇〇〇	ワ ラ ル ヌ リ チ ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ

摘要

(ロ) 年会費 一二、〇〇〇
 (ハ) 会合費 一四、〇〇〇
 (ハ) 理事会費、総会打合せ等
 (ホ) 業界紙
 (ト) 旅行下見、運動会食事代外
 (ヌ) 本部出張費
 (ル) 支、副支部長事務所
 (タ) 借用料
 (カ) 支部会員名簿、本部名簿代納入

科 目	金 額	摘要
報道宣伝費 消耗品費	八五、八〇〇(円)	
圖書費	一三、一七五	
雜費	一七、一〇〇	
繰越金	四、四五〇	
合計	九六三、六八二	ソ レ タ ョ カ

(タ) 都市計画要点代

(ソ) 当座 一三四、四二三(八千代)

予金 七、二三〇(埼玉)

現金 七一、一三九

収入の部

昭和四十四年度收支予算(案)

科 目	金 額	摘要
緑 越 金	二一二、七九二(円)	五 名
会費 収入	六七二、〇〇〇	
入会 金	二五、〇〇〇	
雜 収 入	六〇、〇〇〇	
合 計	九六九、七九二	

支出の部

科 目	本部納入金	三多摩協議会	会 通 信 費	慶 弔 告 費	厚 生 費	總 會 費	交 電 費	事 務 費	交 際 費	報 道 宣 傳 費	消 耗 品 費
	二二一、七六〇(円)	三五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
			会月一千円								

科 目	金 額(円)	摘要
図 書 費	一一〇、〇〇〇	
雜 費	五、〇〇〇	
予 備 費	一一一、〇三一	
合 計	九六九、七九二	

監査報告

監事 石川秀一印

本支部経理会計帳簿等を監査いたしたるところ
適法でありますので、報告いたします。

築制限緩和に関する請願及会館資金募集等いろいろの問題がありました。府中支部全会員の絶大な御協力に依って、この一年を無事に終了することができました事を御報告申し上げると共に深く感謝致します。過年度において行いました当支部の主なる事業及経過は次の通りであります。

一、都當住宅相談コーナーの撤廃運動

業協会本部の指示のもとに全会員より署名を集め都庁及都議会事務局に請願し、まだ完全なる成果を収めてはおりませぬが、遠からず目的達成の見込であります。

二、会館建設資金募集に就て

昨年度重点事業の一つであり、当支部としては十二月六日市民会館に会員各位の参集を願い説明会を開催しましたが、役員諸氏の御努力に依り現在点約六十%強三十四名の方より資金の貸出を受けました。尚本年度は全員の協力を頂き百分の目的達成をお願い申し上げます。

昭和四十三年事業報告書

当年度は東京都の住宅相談コーナー撤廃運動、建

三、街頭相談所の開設

大東京祭協賛事業の一環として九月二十日、不動産祭の街頭相談所を、本年は府中駅南口に開設し市民より多数の相談を受けました。

四、建築制限緩和請願に就て

前年度より実施中の建築制限緩和運動は昨年度の請願努力の結果いよいよ六月頃より大巾に緩和され三多摩地区の建蔽率も延面積が廃止となる事に決定しております。

五、同舟の発行

六、講習会の開催

本年六月より改正される新都市計画法の説明会

を九月二十七日立川の立川ビルで開催、府中支部

よりも多数出席いたしました。又二月二十三日税

務関係説明会を調布支部と共に調布公民館で開催いたしました。

七、懇親旅行

六月七日、八日両日にわたり、山梨県下部温泉

に一泊して実施、途中富士山五合目に登り懇親と慰安の目的を達しました。

昭和四十四年度事業計画案

業協会本部の事業に協力する外

一、同舟の発行

二、資格者試験のための講習会及各種講習会の開催
三、各ブロック毎に例会を開いて物件の交流、意思の流通を計る。

以上に重点を置いて運営して行きたいと思ひます。

府中支部規定一部改正の件

(改正案)

府中支部規定第三章役員の項、第九条中、副支部長一名を「三名以内」に変更し、次の項に「専務理事」一名を追加、支部理事の項一〇名以上一三名以内を一五名以内に改む。

提案事由

であります。

支部の会員数増加に伴い、支部長の職務も益々多岐にわたって増大したため理事の定員を増加すると共に支部長の職務の一部を副支部長に夫々分担せしむるため以上の改正を提案するものであります。

昭和四十四年四月廿日 支部総会にて
(府中会館)

支部内規一部改訂の件

(改訂案)

府中支部内規中、四の項

「この支部の会員及びその家族が死亡した場合は次の香典を贈り葬送に参列する」の次に
「但し家族は同居の場合に限る」を追加し、同じく三の項へ、「理事の中より専務理事一名」を削る。

提案事由

昨年総会において決定した内規の解釈に就て

誤解を生じないよう附則すると共に規定に決定される専務理事の項目を重複するために改訂するもの

四、社会的に貢献度を有し他の模範となるべきもの
五、その他特に優秀にして地区担当理事の推薦に値

左記条件を勘案し、該当される方々の表彰を行いました。

一、年限

二、登録 東京都従業員登録及本部支部の従業員届の有無

三、被表彰者対象範囲

イ、専業者で本部規定に準づるもの。
ロ、専業者であるが同族の可否及その範囲
ハ、兼業者の可否

ニ、その他

するもの。

被表彰者

一、本部会員

共栄商事 辻 金吾

平和不動産 関谷 鉄之助

二、従業員

五ヶ年勤続、多摩信用不動産 渋谷 己之吉

たま土地 蒔田 昇

を最高年限とし他三拾名。

親規入会者に対する会館

建設資金の協力方について

首題の件につき、本部から後記趣旨、要綱により、これが協力方につき要請がありました。

程御待ち申上げます。

稻城町東長沼五三二（稻城長沼駅前）

不動産一般の店紀の国屋商事会社

代表取締役 加藤 友三郎

取引主任者 橋川 玉美

○四二三（七七）三七七六番

人 と 店

関 谷 鉄之助 記

府中市本町に東菱産業株式会社の北川氏の店をお訪ねした。あいにく社長の北川氏は北海道へ商用にて旅行中でお目にかゝれなかつたが、氏の妹さんにお会いして種々とお話しを伺いました所、北川氏は昭和六年生れの三十有余才のこと。この若さを持つて地元の物件だけでなく各地方の物件に取り組んで大きな実績を上げられ、したがつて利益も多く上げられて居る様におきづきました。氏の出張中は妹さんが事務から御客様の案内にと笑顔をもつて応待されています。又社長の奥さんは隣家にて理容店を経営されて居りました。したがつて経済の面では大きなプラスとなり真に鬼に金棒とは此の様な方を申上げるのかと存じます。又氏は實に勉強家にて現在でも日本不動産専門学校の土地家屋調査士科にて学

ばれて本年八月の国家試験に備えて勉強して居られます。趣味は将棋にて現在二段の資格を持たれて居ります。将棋も一つの作戦にて勝負をつけます為に氏の営業作戦も将棋の作戦と同様理詰の営業によつて業績を上げられることゝ思ひます。

今後共益々営業の榮えられん事を御祈り申上げます。

宅建取引主任者資格試験の件

関 谷 鉄之助

じよいよ六月八日は全国の試験期日が定まりました。年に一回しかありません此の期を逃すと又一年待たなければなりません。受験者の皆さんガンバッテ下さい。且又資格を取れる事によつて宅建取引が明るくなり、加えて業績も上る事です。皆さんには公私共々御多用中の事とは存じますが此の業に進まれる事なれば何事も犠牲にして、此の勉強一本にし

ぼつて今年こそは全員合格になれます様心から御祈

尚不明の点は支部役員の方々にお尋ね下さい。

り申し上げます。次に支部主催の講習は引続き稻城

町矢野口の振興信用組合さん的好意によりまして行
われています。

宅建免許更新に御注意

関 谷 鉄之助

本年度の試験の基準および内容

- (1) 土地の形質、地積、地目ならびに建物の形質、構造および種別に関する事。
 - (2) 土地および建物についての権利の変動に関する法令に関する件。
 - (3) 土地および建物について法令上の制限に関する事。
 - (4) 土地および建物についての税に関する法令に関する事。
 - (5) 宅地および建物の価格評定に関する事。
 - (6) 宅地建物取引業法および同法の関係法令に関する事。
- 特に(2)(3)(6)の重点的に学ばれて府中支部の無資格者の方は全員合格されん事を御祈り申し上げます。

昭和四十一年五月の方又は六月の方は更新の時期になつて居ります。皆様も御承知の事とは存じますが業法に定められている通り、三ヶ月毎に更新することになつて居ります。こゝで注意して頂くことは、期日の一ヶ月前に更新の手続をしなければならないことになつています。其の一ヶ月前の期日を過ぎて更新手続きをしますと更新としての届け出を受け付けてくれませんと同時に営業は休業して改めて新規の免許を申請して、金十万円を新らしく納めなければならず前の保証金の振替えは認めてくれませんからくれぐれも注意して下さい。

当府中支部は四つのブロックに分れて皆さんから選出された理事さんが居りますから、不明の点がありましらお尋ねして下さい。